

平成26年勝浦町マラソン議会（みかん会議）会議録第4号

1 招集年月日 平成26年11月28日

1 招集場所 勝浦町議会議場

1 開閉日時及び宣告

開議 11月28日 午前9時30分 議長 大西一司

散会 11月28日 午前10時49分 議長 大西一司

1 出席及び欠席議員

○出席議員（10名）

| | | | |
|----|------|-----|-------|
| 1番 | 美馬友子 | 2番 | 麻植秀樹 |
| 3番 | 河野道雄 | 4番 | 籾公一 |
| 5番 | 国清一治 | 6番 | 森本守 |
| 7番 | 山野忠男 | 8番 | 井出美智子 |
| 9番 | 大西一司 | 10番 | 川端雅夫 |

○欠席議員（0名）

1 地方自治法第121条第1項により説明のために出席した者の職及び氏名

| | | | |
|---------------------|-------|-----------------------|------|
| 町長 | 中田丑五郎 | 副町長 | 福田輝記 |
| 教育長 | 椎野和幸 | 参事兼 企画総務課長 | 伊丹眞悟 |
| 税務課長 | 前田泰子 | 福祉課長 | 大西博己 |
| 産業交流課長 農業委員会事務局長 | 野上武典 | 住民課長 | 笹山芳宏 |
| 建設課長 | 柳澤裕之 | 教育委員会事務局長 給食センター所長 | 久木喜仁 |
| 勝浦病院 事務局長 | 岡本重男 | 会計管理者 出納室長 | 豊岡和久 |

1 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 松本重幸

1 議事日程

開議宣告

日程第1 諸般の報告

日程第2 議案第1号 勝浦町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

日程第3 議案第2号 勝浦町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例
について

日程第4 議案第3号 勝浦町国民健康保険条例の一部を改正する条例につい
て

日程第5 議案第4号 平成26年度勝浦町一般会計補正予算（第4号）につい
て

日程第6 議案第5号 平成26年度勝浦町国民健康保険特別会計補正予算（第
1号）について

日程第7 議案第6号 勝浦町道路線の認定について

日程第8 議案第7号 平成26年度勝浦町一般会計補正予算（第5号）につい
て

日程第9 議案第8号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につい
て

1 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第9まで

1 会議の経過

別紙のとおり

~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（大西一司君） 皆さんおはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ配付のとおりでございます。

~~~~~

○議長（大西一司君） 日程第1，諸般の報告を議題とします。

法第121条第1項の規定により，説明者として出席を求めたのは中田町長，福田副町長，椎野教育長，伊丹参事兼企画総務課長ほか関係各課長でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（大西一司君） 次に，日程第2，議案第1号，勝浦町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第7，議案第6号，勝浦町道路線の認定についてまでを一括して議題とします。

これより第二読会を再開し，質疑を行います。

この第二読会は，会議規則第53条の規定により，状況によっては私からも質疑を行いたいと思いますが，これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大西一司君） ご異議ございませんので，そのように決定いたします。

それでは，議案第1号について質問のある議員はご発言をお願いします。

ご用意できてますか。

よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（大西一司君） それでは，ないようです。

議案第2号についてご質問のある議員はご発言をお願いします。勝浦町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について。

（「なし」の声あり）

○議長（大西一司君） ないようでございます。

続いて，議案第3号についてご質問のある方はご発言をお願いします。

10番川端雅夫君。

○10番（川端雅夫君） 直接は関係ないんですけども、この条例は27年1月1日から施行すると。この後のまた議案第8号ですか、出てくるのに、4月1日までさかのぼると。こんな点については、さかのぼれという条項はないんですか。

○議長（大西一司君） どうぞ。

○税務課長（前田泰子君） 42万円っていうのが変わらないので、もうそのままっていうことです、国の指導は。

○10番（川端雅夫君） はい、結構です。

○議長（大西一司君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大西一司君） ないようでございますので、続いて議案第4号についてご質問のある議員はご発言をお願いします。平成26年度勝浦町一般会計補正予算（第4号）です。

1番美馬議員。

○1番（美馬友子君） PCBの処理費用が700万円計上されておりますけど、200キログラムを自治体が保管することになったということで、どこに保管されているんですか。安全なところに今保管しないといかんのですよね。

○議長（大西一司君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 200キログラムを今現在、説明もいたしましたように、勝浦中学校で出たものも含めて保管しております。保管場所は2カ所に分けて、救急隊の奥の倉庫と教育委員会の裏の倉庫に分けて、ドラム缶に密閉をして保管しております。

○議長（大西一司君） いい。

ほかにございませんか。

4番笹議員。

○4番（笹 公一君） 歳入のほうで、寄附金の項なんですけど、114万円の補正が出ておりますね。これ8件というような説明なんですけど、これの内容を、全部は言わなくていいんですが、一番多い方でどのぐらいか。それと、ふるさと納税でしたら、何かいわゆるお礼の品物を送るというようなことだったと思うんですが、それはこの中

の全部が対象になったのか、それについてが1点と、もう一点は備蓄倉庫、これ専門学校というようなことを聞いたんです。

ここは専門学校のこれは校舎のところなのか寮のところなのか、ちょっとその箇所について。

○議長（大西一司君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） まず、ふるさと納税の最高の金額のことでございますけども、一番多い方につきましては50万円の方が1件、続きまして30万円の方が1件となっております。一番多い50万円の方につきましては医療福祉に使ってくださいという用途も明示されておりますし、次の30万円の方については産業振興に使っていただきたいという希望でございます。

それから、全員につきましては特産品、3,000円程度ですけども、前も説明いたしましたとおり、情報館のほうから勝浦にまつわる物産を送っております。

それから、今度は一応1月23日に自主防災と地域と、それと専門学校と、主に3団体を中心に訓練をしております。備蓄倉庫については、校舎に近い、体育館に近いところに予定をしております。

以上です。

○議長（大西一司君） はい。

○4番（笹 公一君） 非常にありがたいふるさと納税していただいて、お礼のことについて、補正のときに金額もそれが妥当なのか、もうちょっとという話やったんですが、内容は、どういうものを送られたのか。ほんで、送った方からそれに対して何かコメントみたいなもんがあったのかどうか。その点ちょっとお願いします。

○議長（大西一司君） 伊丹参事、どうぞ。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） まず、特産品の内容ですけども、勝浦町以外のところから仕入れてきた品物については遠慮しております。町内で生産するものに限って選別をして送っておる。それから、今まで特産品送っておりませんでしたので、最近ずっと送られた方につきましては、ご丁寧なお礼の電話なりお手紙はいただいております。

○議長（大西一司君） よろしいですね。

○4番（笹 公一君） はい。

○議長（大西一司君） 8番井出議員。

○8番（井出美智子君） ちょっと勘違いかもしれんけど確認させてほしいのは、11ページの災害復旧費のところ、台風による災害が河川を挟んで道路が……。っていうふうに説明を受けてますが、ローソンの下の掛谷のところの吐き出しのところはこれに含まれないんでしょうか。

○議長（大西一司君） 柳澤建設課長。

○建設課長（柳澤裕之君） ローソンの……。

○8番（井出美智子君） 前沼江か。

○建設課長（柳澤裕之君） 沼江。

○8番（井出美智子君） うん。

○建設課長（柳澤裕之君） 掛谷川。

○8番（井出美智子君） うん。

○建設課長（柳澤裕之君） 掛谷川が堆積しとう分ね。

○8番（井出美智子君） そうそう。

○建設課長（柳澤裕之君） ほれは、災害復旧でなしに堆積なんで、維持管理のほうで対応するべきものです。それで、県河川なので、県には依頼はしています。構造物がめげとうとかというんでなしに、堆積して流下能力が落ちとるということですね。でしょう。

○8番（井出美智子君） はい。

○建設課長（柳澤裕之君） だから、堆積物を取りのけるについては、県のほうへ町から要望をしています。災害復旧ではありません。

○8番（井出美智子君） 県がしてくれない。でも、勝手には取れんっていう場所なんですか。

○建設課長（柳澤裕之君） 縄張りがちゃうけんね。

○8番（井出美智子君） ああ、縄張りね。わかりました。

○建設課長（柳澤裕之君） うん。町は町の縄張りありますので、別件になります。

○8番（井出美智子君） わかりました。

○議長（大西一司君） いいです、この件は。

○8番（井出美智子君） はい。

○議長（大西一司君） ほかに。

災害復旧の箇所、資料でもうとるけど、いい、説明してもらわんでも。

災害復旧の大きなところを資料あるんやけん、ちょっと説明してあげてください。

○建設課長（柳澤裕之君） お手元にお配りした位置図がございます。勝浦町の管内図に、赤丸の中に数字がございます。それで、表がありまして、その表1から18ありまして、それぞれの箇所をあらわしております。公共土木災害が13カ所、公地災害が5カ所ということで、全部で18カ所の物件がございます。一番目立って大きいのは6番の与川内中道線、申請の事業費としては3,000万円ほどを予定しておりまして、それは採択になっております。続いて大きいのが10番の棚野大谷線、1,000万円ほどでございます。あと、トップスリーのナンバーズリーといたしましては、3番の生名谷川支流、これは560万円ほどの河川の護岸工事でございます。

以上、大きいベストスリーはそんなもんです。

○議長（大西一司君） 災害復旧に関してはありませんか、何かほかに。

大丈夫ですか。

○8番（井出美智子君） 壊れなんたら災害復旧にならん。

○議長（大西一司君） ほんなら、よろしい。

1番美馬議員。

○1番（美馬友子君） 先ほどの備蓄倉庫に続いてなんですが、今回中山と久国の2地区が設置されましたけど、あと残りの地区と、ほれとまだ要望がいけるのかというともまたほの期限が限られてるっていうことがあるんかっていうことと、もう一つ、中山の専門学校と今年も一緒にするのでっていうことで、備蓄品の整備っていうことになりませんが、特に大きいもんこんなことを準備してるやということがあったらっていうのと、もう一つ、産業交流課の経営体育成支援事業って趣旨っていうどういうものかっていうことを説明してほしいなと思います。

○議長（大西一司君） ほな、伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 今回、中山地区と久国地区を整備いたします。あと、できておらない地区につきましては、立川地区、それから棚野地区、黒岩地区、今山地区の4カ所がまだでございます。今年度一応もう申請は終わっておりますので、また今後防災対策の事業該当しましたら、地元の方とご相談をして、設置に

向けては準備していきたいと思っております。

それから、防災訓練の関係でございますけど、先ほど言いましたように、大体3団体ぐらいで、現在お呼びかけしておる人数が230から240人程度がご参加いただけるということでございます。ちょっと若干説明しますと、夕方ぐらいから講演会をしたいと思います。夜にかけて専門学校の体育館で夜間照明の訓練、そういう夜間に照らす投光器を備蓄倉庫に設置しますが、それを利用して明かりの確保をします。それから、間仕切りテント、体育館で一夜過ごしたりしますので、プライバシーの関係がございますので、そういう簡易な仕切りのテントが最近できておりますので、それも購入いたしまして、間仕切りしてプライバシーを確保する訓練もします。それからあと、専門学生、もし大きな被災になりますと専門学生の方も帰れないとかいろいろありますので、体育館の中に泊まっていただくと同時に、そういう医療の専門的な知識もございますので、けが等がありましたら救護班員として活躍いただくということで、応急手当ての訓練とか、そういうことを実施するようにしておりますので、主に今回は避難所と、それと救護の訓練を中心にやりたいというふうに考えております。

そのほかにも細かいものの備蓄についてはありますけども、当然そういうものについても備蓄倉庫に蓄えたいと思っております。

○議長（大西一司君） ほれと、産業交流課長。

○産業交流課長（野上武典君） 経営体育成支援事業の趣旨、内容等につきまして3つほどございます。皆様に一応お配りいたしました今回の一覧表があらうかと思うんですが、その真ん中、中段のところに、補助内容のところで融資型と書いてあるものがあらうかと思えます。これにつきましては、融資主体補助型経営体育成支援事業で、人・農地プランに位置づけられた中心経営体等が融資を活用して農業用機械等を取得する等の場合に、取得に要する経費から融資等の額を除いた自己負担額について国からの助成があります。ただし、取得に要する経費の10分の3が上限ということとなっております。

それから、上の2つ、それから下の3つでございますが、上の2つは大雪によるもの、下の3つは台風被害によるもので、この分につきましては被災農業者向け経営体育成支援事業で、重大な気象災害による農業被害を受けた経営体の農業経営の安定化を図るために、そういった被害を受けた施設に対し、国からの補助があります。これ



につきましては、県、それから町も上乘せ補助をすることとなっておりますので、これにつきましては県費、それから町費が加算されます。同じく、国については10分の3が上限となっております。

もう一点、ここにはないんですが、もう一つの事業で、条件不利地域補助型経営体育成支援事業というものがございます。経営規模の小規模、零細な地域等における意欲ある経営体が経営の高度化を図るために必要となる共同利用機械等の取得に要する経費を助成するというものがございまして、これは取得に要する経費の2分の1が上限となっております。今回はこの事業についてはございません。

以上でございます。

○議長（大西一司君） はい。

○1番（美馬友子君） 今のたまかなことはわかったんですが、資料としていただきたいなと思うんですが。書き切れなかったこともあるので、お願いしたいなと思います。

○産業交流課長（野上武典君） また下のほうでコピーをいたしたいと。よろしくお願ひします。

○議長（大西一司君） よろしい。いいね。

うん。

○1番（美馬友子君） 備蓄倉庫の期限はないっていうか、早いほどがええんかもわからんのやけど、今の防災について、国からの補助とかおりてる間っていうのでありますでしょうか。用地も要るっていうことで、地元悩んどんですが。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） これからの分ですか。

○1番（美馬友子君） はい、これからの。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 制度はいろいろあると思いますので、地元の方の用地交渉をできるだけ進めていっていただいて、できる限り各地区には設置をしたいと思っております。今年度については年度末ぐらいになるんです、補助金の関係で。設置がね。それで、年度末に防災倉庫と訓練を兼ねて一緒にしようかという計画だったんですけども、年度末倉庫ができるときに学校のカリキュラムで国家試験等があって、ちょっと日程が合わないということで、その訓練だけは、言いました1月23日に行うことになりました。倉庫の設置については、今言いましたように、年度末ぐらい

にまでにはしたいと思ってます。

○議長（大西一司君） よろしい。

○1番（美馬友子君） はい。

○議長（大西一司君） ほかにございませんか。

5番国清議員。

○5番（国清一治君） ちょっと教えてもらいたいんやけど、備蓄倉庫のことやけど、これ地元で用地を確保するんやけど、公共用地の遊んでいるところって言うたらおかしいんじゃけど、そういうところでも可能なんですか。

○議長（大西一司君） どうぞ、伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 地区で相談をしていただいて、できれば用意していただきたいんですけども、場所がないわと。公共の施設の中で差し支えない場所があれば、そこでも構わないと思っております。まずは、防災倉庫を建てることを優先に考えたいと思っております。

○5番（国清一治君） 例えば、黒岩地区がまだできとらんってさっきおっしゃったと思うんやけど、参事も一緒に行ってわかったと思うんやけど、あるわな、遊んどう公共用地が。例えば、ああいうところでも地元で話ししたらできますか。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 具体的にどの、勝浦会館の敷地の……。

○5番（国清一治君） 岡本県議の裏の宅地の話があったところ。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） ああ、あそこね。

○5番（国清一治君） あそこは遊んどうと思う、完全に。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 今、登録上は道路づきになってます。そういう場合でしたら、建設課とも話をして、道路事情に影響がないのであれば検討はしてみたいと思います。

○5番（国清一治君） 区長にもちょっと話ししてみます。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） はい。

○5番（国清一治君） それと、自主防災の訓練の補助が出る。これ非常にいいことやと思うんやけど、県費やね、これはたしか。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） そうです。

○5番（国清一治君） ほうやね。他の地区でもこれできるか、多分できると思うん

やけんど。ほれと、補助対象、この100万円は備品でしょう、これ。ほうやね。講師とか謝礼もこれ入っとんですか。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） それも一部入ってます。若干、予算書見ていただけたら、一般財源も入れてますので、その分も含めて。対象にはなると思います。

○5番（国清一治君） ほな、他の地域でやろうと思うたらできるってことやね。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） ええ。今年度についてはもう事業終わってますけども、将来的に県のほうの予算があれば、その枠内では申請して該当になればできる可能性は十分あると思います。

○5番（国清一治君） わかりました。

○議長（大西一司君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

何回でも結構です。

余りないな。

よろしいですか。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大西一司君） ないようでございます。

議案第4号に続いて次、議案第5号についてご質問のある議員はご発言をお願いします。

1番美馬議員。

○1番（美馬友子君） 業務委託料の75万6,000円なんですが、国保のシステムのバージョンアップに使うって言われたんですが、まだ補助がおりるかどうかが決定になってないって、これは確認なんですが、ちょっと説明聞き逃したと思うんで、もし補助がおりるんだったら、これは不用額になるっていう話だったんですか。ほれとも、もうこれは補助がないのでバージョンアップをするっていう話だったんですか。済いません、確認だけ。

○議長（大西一司君） 前田課長、どうぞ。

○税務課長（前田泰子君） 不用額とかそういうことではなくて、もし補助があった

場合は国からの補助で歳入に入るってことです。だから、システムをバージョンアップをしてなかったら私ところが改正には適応できなくなるので、この歳出は必ず要ります。県には問い合わせしてるんですが、まだはっきりしないということで、もし補助の対象になれば、歳入でお金が入ってくるってことです。

○議長（大西一司君） ほれはほうやろうけんど。

○1番（美馬友子君） ほれはそうやね。だから一般財源が……。

○議長（大西一司君） 説明もうちょっとあるんやったらしてあげて。もうほんでいい。

○1番（美馬友子君） うん。

○議長（大西一司君） ええですか。

ほかにございましたら。

（「なし」の声あり）

○議長（大西一司君） ないようでございますので、続いて議案第6号についてご質問のある議員はご発言をお願いします。勝浦町道路線の認定。

よろしいですか。

10番川端議員。

○10番（川端雅夫君） 今新規認定については異論はないんですが、例の皆さん方も一緒に行ったときに、とにかく、今度の出ておる200メートル間については新規でいいんですが、これまでの間が余りにも狭過ぎて、あれはもう町道認定になっとなでどうにかならんのですか。

○議長（大西一司君） 建設課長。

○建設課長（柳澤裕之君） 地元からは拡幅とかの要望はありません。ほんで、かなり昔に認定になっていきますので、昔の規格については今現在みたいに2メートル50以上とか勾配が15%の制限とか、そういういろいろな制限がないころの認定なので、今の現状で狭い状況ではございます。

地元からの拡幅要望もないし、一応農道的センスなので、もうそのまま町の方針としては置きたいなと思っています。

○10番（川端雅夫君） 地元の何人が利用しようかこれわからんのやけんど、我々が初めて見て、心配するような狭さやったんだけど、町道であるならば、前の規定は

規定として、できることであつたらちょっと広げれるように、谷側でいうんでなしに山のほうを少々拡張するとか、何か手だてを加えてあげたほうがええんでない。これは現場確認に行ったときの感想です。

以上です。

○議長（大西一司君） いいだろう。

5 番国清議員。

○5 番（国清一治君） 町道の基本的なところで聞きたいんやけんど、申請者となり得る人はどういう、いろいろな方法もあると思うんやけんど、どういう方法がありますか。

○議長（大西一司君） 柳澤課長。

○建設課長（柳澤裕之君） 特に規定はないんですけども、地元の関係者の代表とか、もしくは区長さんとかというふうな形にはなっています、今まで。規定はございません。

○5 番（国清一治君） そしたら、過去に、こう言うたら心当たりがあると思うんだけど、補助事業でやっとう場合の申請者はどうなりますか。例えば、農道とか、畑総はこれやったわね、一括で。あの場合は町でやったんでしょう。

○建設課長（柳澤裕之君） そうやね。

○5 番（国清一治君） だから、いろいろ、はっきり言うて、土台をとか、ああいう関係で事業をして、町道認定の場合はどこが申請になりますか。

○議長（大西一司君） 課長。

○建設課長（柳澤裕之君） ほの場合には町が率先して認定をするというふうなことで、町になるでしょうね。

○5 番（国清一治君） 町になりますか。

○建設課長（柳澤裕之君） はい。

○5 番（国清一治君） わかりました。またよろしくお願いします。

○議長（大西一司君） ほかにございませんか。

ございませんね。

（「なし」の声あり）

○議長（大西一司君） ないようでございます。

それでは、お諮りします。

議案第1号から議案第6までを第三読会に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大西一司君) ご異議ございませんので、本件は第三読会に付することに決定いたしました。

これより第三読会を開きます。

議案第1号から議案第6号までを一括して討論と採決を行うことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大西一司君) ご異議ありませんので、一括して討論と採決を行うことに決定いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大西一司君) 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(大西一司君) 賛成者多数と認めます。したがって、議案第1号から議案第6号までは原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(大西一司君) 次に、本日追加提案されました日程第8, 議案第7号, 平成26年度勝浦町一般会計補正予算(第5号)について及び日程第9, 議案第8号, 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを一括して議題とします。

これより第一読会を開きます。

町長から本件の趣旨説明をお願いします。

中田町長。

○町長(中田丑五郎君) おはようございます。

それでは、追加をいたしております議案につきまして提案理由の説明をさせていただきます。

まず、議案第7号、平成26年度勝浦町一般会計補正予算（第5号）についてでございます。

これは、衆議院解散に伴い選挙が行われるため、その費用を予算計上するものでございます。

補正額につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ622万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億4,484万6,000円とするものでございます。

次に、議案第8号は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、国の人事院勧告及び県の人事委員会勧告を受け、本町におきましても職員の給与等の改定をするものであります。

詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明をいたさせますので、ご審議をいただきまして、ご決議賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（大西一司君） 町長の説明は終わりました。

お諮りします。

本件を第二読会に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大西一司君） ご異議ありませんので、本件は第二読会に付することに決定しました。

引き続き、これより第二読会を開きます。

議案第7号について詳細説明を求めます。

笹山住民課長。

○住民課長（笹山芳宏君） 失礼します。

お手元の平成26年度勝浦町一般会計補正予算（第5号）に基づき、ご説明を申し上げます。

1 ページ目をお開きいただきまして、2 ページ目でございます。

歳入について、13款国庫支出金、3項の委託金、補正前の額が357万9,000円、補正額が581万5,000円、計で939万4,000円。

次、18款繰越金、1項繰越金、補正前の額が1億2,494万7,000円、補正額が41万1,000円、計が1億2,535万8,000円でございます。

歳出ですが、これは6ページをお開きいただきまして、歳出の7ページのほうで説明申し上げます。

2款総務費、5項選挙費、3目衆議院議員選挙費、補正前の額は0円、補正額が622万6,000円。内訳でございますが、1節報酬72万7,000円、管理者等の報酬でございます。それから、3節305万9,000円、職員の時間外勤務手当、それから管理職の特別勤務手当でございます。それから、4節1万9,000円、これは臨時職員を雇い入れるときの社会保険料等でございます。それから、7賃金15万3,000円、臨時雇いの賃金でございます。それから、8節報償費2万1,000円、これは謝礼でございます。それから、11需用費56万6,000円、これは期日前とか選挙時における食料費、それから消耗品費、印刷製本費でございます。それから、12節役務費52万3,000円、入場券の送付とかに係る通信運搬費、手数料でございます。次、13節委託料65万6,000円、ポスター掲示場の設置及び撤去業務の委託料、入場券、選挙公報等の発送業務委託料、選挙処理、不在者・期日前・開票支援立会作業委託料等でございます。それから、14節使用料及び賃借料23万2,000円、使用料及びリース料、これはポスター掲示場のリース料でございます。それから、18節備品購入費27万円、備品の購入費、発券機1台を予定しております。

以上でございます。

○議長（大西一司君） 詳細説明終わりました。

これより議案第7号について質疑を行います。

ご質問のある議員はご発言をお願いします。どうぞ。

10番川端議員。

○10番（川端雅夫君） 国からの580万円は、これは理解できるんですが、一般財源の41万1,000円をこの説明欄でどこどこに当てはまるんですか。

○議長（大西一司君） 待って、今あるっちゃうから。

笹山課長。

○住民課長（笹山芳宏君） 済いません。

○議長（大西一司君） 率の問題でもらってないんか。

○10番（川端雅夫君） 全体額のこの626万6,000円の中の何%が町負担ちゅうような格好になっとなで。これそれとも独自で出さんならん理由はあるんですか。

○住民課長（笹山芳宏君） これまだ国のほうから国庫支出金でどれだけいただけるかというのは、実はまだ情報として入ってきておりません。前回のときの実績をもとに仮の額を入れております。それで総支出額を算定いたしまして、前回並みに国庫支出金いただけるであろうという見込みを入れて、その足りない分を一般財源で手当てするというふうな考え方で作成しております。

○10番（川端雅夫君） 国政選挙やったら、国がするのが当たり前よな。あんなもん2日に告示やら公示やら知らんけんどされて、14日投票となったら、もうくれる額、おりてくる額はもうわかるんでない。もしそれ相応の、620万円要るんだったら、その分国からおりてきたら、仮にですよ、41万円何ぼは不用額となるんですか。それとも、全てはおりんのですか。

○住民課長（笹山芳宏君） それはまた、選挙が終わってから国のほうに申請書みたいなのを出します。投票所が何人の投票が何カ所あってとかっていうような調査なんですけど、それに基づいて申請を上げて、国のほうもこれだけ決まった額をくれるというようなことで、当然その額は今の見込んでおります581万5,000円からふえまして、町費のほうはそれに応じて要らなくなってくるという考え方でございます。

○議長（大西一司君） いや、もともと10番が言いよんは、その町費で入れとかないかんもんかいと。

○住民課長（笹山芳宏君） 基本的に国政選挙なので国のほうの負担っていうふうな考え方だろうと思うんですけれども、実際問題として国のほうから前回のときも58万1,500円というようなことでございまして、このときにも少額ですけれども足りない部分があって、町費でその分は支出しております。

○10番（川端雅夫君） 前回は、少しの額やけんど、穴埋めに出しとんじゃな。

○住民課長（笹山芳宏君） はい。

○議長（大西一司君） 補足説明ちょっと参事お願いします。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 今回歳出のほうは、事務執行を行うためこの

ぐらいの額が要るだろうということで、これは実質的に、予算ですけれども、このぐらい見込んでます。歳入のほうは、課長言いましたように、具体的な数字が出ておりません。急な話で予算がまだできておりませんので、前回の予算額、歳入を充てておると。現在ここにおいて40万円程度の差ができておると。

この一般財源の中身ですけれども、一番最後の備品購入費、これ発券機っていう、備品買うんですけれども、備品買った場合には国での選挙にも使えますし、県の選挙にも使えますし、町選挙にも使えますよね。ということで、国の選挙で買っても、ざっくり言えば3分の1しか手当てはないんです。国のほうで算定をするわけです、基準がありまして。そういうことがあるんで、備品とかは特に丸々補助されないという理由がございます。ただし、こういう補助の3分の1でも補助がある選挙のときに買わなければ、町選挙で買ってしまふ、丸々27万円町で出さなきゃなりませんので、こういう対応をしておるということです。

○10番（川端雅夫君） わかりました。

○議長（大西一司君） よろしいね。

ほかにございますか。

4番 節議員。

○4番（節 公一君） ちょっと2点お伺いしますが、まず臨時雇賃金、これはどういう内容のものなのかちょっと説明していただきたいのと、もう一点は、非常に今回の選挙、急なもので、他の自治体でも投票所の確保、また開票場所、人員体制、いろいろ支障があるようなところもあるんですが、勝浦町の場合はそういう選挙の体制に問題はないのか。というのは、私らのところなんか14日に集会所を予約しとったんですが、急遽あかんようになったというようなこともありましたんで、町全体でこの選挙に向けて体制に、人的なことも含めて、問題は今のところなくスムーズに行ける見通しなのかどうか、その2点についてお願いします。

○議長（大西一司君） ほな、笹山課長。

○住民課長（笹山芳宏君） 急な選挙の決定でございますので、いろいろ従来の選挙のときと比べ、参議院とかほかの町長選挙とかみたいにこの日に選挙ができるっていうふうなのが決まっているのに比べましたら、会場とか人員の確保とか、いろいろな面で、予算にしてもそうですけれども、問題は少し出ていると思います。

でも、どうにかそれに追いついてやっていくために、臨時の職員の職務内容とかというお問い合わせでございましたけれども、備品、投票所へ事務用品とかを持っていったりすんですけれども、そういうふうな選挙があったときに一応全部ばらけて、また選挙があるたびに投票所ごとにセットしたりするような業務とか、それから投票所に氏名掲示するようなものの印刷とか、そういうふうな事務の仕事、それから入場券を早急につくって広報とかを送らなければならないので、その封筒詰めとかを臨時雇いの人にやっていただくように思っております。

○議長（大西一司君） どうぞ、節議員。

○4番（節 公一君） 体制づくりについては支障はないということですね。投開票に向けて、当然期日前も含めて、選挙をするに当たっては問題ないということですね、今の。

それと、この臨時雇賃金は、毎回選挙のたびにこういうことを雇っているのか、それとも今回が急なことだったんで特別にこういうことが必要になったのか、それっていうのはどうですか。

○住民課長（笹山芳宏君） 特別な対応というのではなくて、最近の選挙ではこういうふうな対応でやらせていただいております。通常の業務もやりながらになりますので、どうしてもその分余分な仕事ということになりますので、そういうふうな応援体制をしてもらおうようなやり方をやっております。今回は特にふやした分とかというんではございません。

○4番（節 公一君） この初めに言った選挙に対する会場なり施設、人員体制、もうそれはほなけん、問題なくやれるということでもいいんですな。

○住民課長（笹山芳宏君） 議会議員さんの依頼とか今やっているんですけれども、何もないことで、これもしながらですけれども、どうにかやれそうだなという見通しはついております。

○4番（節 公一君） どうもはっきりせえへんけん。ほな、問題ないということでええんやね。

○住民課長（笹山芳宏君） はい。

○議長（大西一司君） 議案第7号はほかにありませんか。

1番美馬議員。

○1番（美馬友子君） ちょっとなかなか選挙のお手伝いもなかなかなんですが、職員の手当が出とんですが、ほぼ全員の方に向けられると思うんですが、何人ぐらいの方がということと、2万1,000円の少ない金額ですが何に対する謝礼金なんですか。

○議長（大西一司君） 課長。

○住民課長（笹山芳宏君） 職員の数でございますが、投票所が7カ所ありまして、そこに4人張りつけるとしてお昼で28人、夜の方でも30人ぐらいですか、60人ぐらい、夜開票の分です。職員でいうたらそれぐらいかなと思う。ちょっとまだ職員60人ぐらいで、ほれも職員も都合がつく、どうしても都合悪いとかっていう人は臨時の方をお願いしたり、ちょっとまだ固まっていないので、職員と臨時の人で対応する分との数っていうのはきちんと決まっちゃいないんですけど、大体60人ぐらいの人に出てもらうようになると思います。

それと、お礼の分ですけれども、この職員代理者、投票管理者の職員の代理者ということで、投票所に7人、投票管理者という方いてもらうんですけど、それは一日中おいでいただくんですけど、その人がもし急病とか急用とかできてその場を離れなければならなくなったときに、すぐ駆けつけていただくような代わりの方を家で待機していただいております。その方々に3,000円で7人分、お礼はさせていただきます。そのお金でございます。待機代。

○議長（大西一司君） どうぞ。

○1番（美馬友子君） 必ずこの待機代というのがありますが、この時間外勤務手当で予算が出とんで、掛ける何ぼってしたら、60で計算しとるってということですか。程度って言いましたけど。それと、臨時職員の方と本職の方と手当は同じですか。

○議長（大西一司君） どうぞ。

○住民課長（笹山芳宏君） 職員については、時間外の勤務手当ということになります。臨時職員の方につきましては、同じかかっていきますと、若い職員さん並みの積算で行っているというふうな。

○議長（大西一司君） わかりにくい説明やな。

前置きいいから、参事言うたら。行けるかい。

ちょっと補足、参事のほうか。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 濟いません、ほなちょっと。

時間外でございますけれども、当然職員、当日は5人体制です、職員のほうね。管理職と事務員が4人で、大体14時間ぐらい。投票所については、朝から夜までの時間外。それから、夜は8時から投票が済むまでの時間外。それと、期日前の投票がございますので、その職員の時間外。基本的に平均しますと2,800円ですので、その数字に時間を掛けてこの金額になっております。平均で2,800円です。ちょっと細かい人数的なことはわかりませんが、そういう人数体制でやっております。

○1番（美馬友子君） 臨時職員。

○議長（大西一司君） 臨時と……。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 臨時さんは、ちょっと課長も説明あったように、入場券を、告示になりまして、そんで発行しなければなりませんので、その打ち出しをして、家庭ごとに封に入れて発送するとか。

（「時間外」の声あり）

臨時さんは今のところは、ちょっとここはわからんところがあるねんけど、投票所に1人置くんかな。

○住民課長（笹山芳宏君） 置くところもある。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 先ほど投票所で5人体制なんですけども、職員の数が足らん、最近少なくなってますので足らんところがございますので、投票所によつては臨時さんを入れるという対応にしておるんだと思います。

ちょっと細かいところは。

○議長（大西一司君） できんのに置いておくん。

ちょっと美馬議員、待ってよ。

（「ちょっと小休……」の声あり）

うん、小休しようか。

午前10時26分 休憩

午前10時27分 再開

○議長（大西一司君） 再開します。

ボタンをちょっと済ませせん、もう一遍押してください。ボタンもう消えてもうたけん。

（「もうやめる」の声あり）

ほな、笹山課長、お願いします。

○住民課長（笹山芳宏君） 職員も臨時も基本的に時給があるんです。ほの時給を掛けるほの勤務時間をしていただいた額というような、勤務時間掛けるほの時給というようなことで計算を起こさせていただいています。お人によっていろいろ違いはあるということにはなります。

○議長（大西一司君） やっぱり差が出るんね、臨時さんと正職との。

どうぞ。

○住民課長（笹山芳宏君） ほなけん、正職員も差がありますし、みんな。

○議長（大西一司君） ほれは定額っちゅうわけにいかんわな。

○住民課長（笹山芳宏君） 今のところ実施しております。

○議長（大西一司君） もう一遍おさらいすると、臨時さんの時間そのままやるわけ、掛けるわけ、時給。勤務時間。どんなん。正職はわかるけんど、臨時さんは割り増しやというんのないん。

（「議長、小休」の声あり）

小休します。

午前10時29分 休憩

午前10時33分 再開

○議長（大西一司君） はいじゃあ、再開します。

今のおさらいしますか。いい。よろしい。

ほな、ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（大西一司君） それでは、議案第7号は終わります。

続いて、議案第8号について詳細説明を求めます。

伊丹参事兼企画総務課長。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） それでは、追加議案であります職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

人事院勧告によりまして、本年度分の月例給及び勤勉手当、期末手当ではありません、勤勉手当について、引き上げの勧告となっております。徳島県人事委員会や他の市町村の実施状況から、本町においても勧告どおり実施する予定といたしております。

す。

勧告の内容でございますけれども、民間給与との格差0.27%を埋めるために、世代間の給与配分の観点から若年層に重点を置きながら、給料表の水準を本年の4月に遡及して引き上げるものです。また、勤勉手当についても、本年12月の支給日において0.15カ月分引き上げる内容となっております。

なお、今回の人事院勧告では平成27年度以降の勧告も出されておりますけれども、勧告の内容を十分まだ精査する必要があるために、来年度から実施をできるよう年度内に27年度以降については議案提出をしたいと考えております。

それでは、議案書の改め文の分をちょっとごらんいただけたらと思います。

議案第8号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

職員の給与に関する条例（昭和32年勝浦町条例第23号）の一部を次のように改正するとなっております。

第9条の2第1項第1号中の「41万900円」を「41万2,200円」に改める。このことにつきましては、勝浦病院の医師の初任給調整手当の限度額を引き上げるものでございます。また、同項第2号中の「4万4,500円」を「5万300円」に改めることにつきましては、医学の専門職の初任給手当、これの限度額を引き上げるものでございます。

それから、次の第21条第2項第1項中の「100分の67.5」を「100分の82.5」に改めることにつきましては、これは職員の勤勉手当、今冒頭に申しました勤勉手当の支給率を上げるものでございます。また、同項第2号中の「100分の30」を「100分の37.5」に改めることにつきましては、これの適用者はございませんけれども、再任用職員、これの勤勉手当の支給率を引き上げるものでございます。

その次に、別表第1及び第2の改正は、職員の全ての職種の給料表について改正いたします。

お手元のほうに給料表つけておりますので、ごらんいただけたらと思います。行政職1と医療職1から3までの給料表でございます。

最後でございますけれども、一番最後のページでございます。附則についてでございますけれども、附則1は、施行期日を定めたものでございます。

それから、附則2は、今回の給与改定を平成26年4月、ことしの4月に遡及して実

施することを定めております。

それから、附則3でございますけれども、これは職種の異なる職員が他の職務に異動した場合、職種の違う方が他の職種に異動した場合などに、給料表は当然違いますので、異動したところの給料表を調整することを可能にした規定でございます。

それから、附則4ですけれども、今回の給与改定を実施する場合、もう既に支払われた給与につきましては、今度改めます改正後の給与の内払いとすることを定めるものです。

それから、附則5につきましては、条例施行に必要な事項については別途規則のほうで定めるということになっております。

以上、追加議案のご説明といたします。

○議長（大西一司君） 以上で詳細説明は終わりました。

これより議案第8号について質疑を行います。

ご質問のある議員はご発言をお願いします。

1番美馬議員。

○1番（美馬友子君） 若い職員たちはいつもいつもカットで、給料が本当に上がったって思いがないっていうことが聞かれるんで、今回よかったなと思うんですが、何年ぶりに給料って上がったんですか。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 7年ぶりと承知しております。

○1番（美馬友子君） 今回のほうが額が大きいんですか。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 今回、今説明しましたように、民間との差が0.27ということで、その数字を基本に改定しております。ただ、これまでも改定があったんですけれども、平成18年の改定時には大きく給与を下げました。その後の改定については、若年層については余り変更がなかったんですけども、高齢者層についてはかなり下がってきておるといような給与体系になってます。

○1番（美馬友子君） その0.27っていうんがラスパイレスとかという比率っていう数字になるんですか。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） これは国の給与に対してですけども、国も上がりますので、基本的には同じような率で上げますので、率としては余り差はないと、こういうに考えてます。

○1番（美馬友子君） 4月1日にさかのぼってってということなんですが、ほの対象の職員数と予算ってどのぐらいなんですか。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 改定の金額なんでございますけれども、全職員当然給与改定、先ほど言いましたように、若年層は手厚く、高齢者層には低い状況ではございますけれども、全職員を対象になりますので、金額的には総額でいいますと703万5,263円、別にこれで遡及してこれだけの費用がかかるという積算になっております。

○議長（大西一司君） よろしい。

続いて、10番川端議員。

○10番（川端雅夫君） 私前から、私公務員の経験ないんでわからんのやけど、人事院の勧告の民間っちゅうんはどういった民間企業を指すんですか。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 従業員が50人以上だったと思います。それを何百社かというんをちょっと抽出して、それで調べております。

○10番（川端雅夫君） ことは今のほのアベノミクスや何やら三本の矢という中で、賃金を上げと言いよんでえな。結局中小企業は賃金も余り上がとらんわと。なぜこんだけの0.27っちゅうんが出てくるんかなとも不思議なんだよな、人事院はな。ほれが1つと、ほれと前からわからんのやけど、なぜ4月1日にさかのぼるんですか。仮にきょう議決されたら、12月からと思うのは普通一般の人が考えるほんまでえな。なぜ4月にさかのぼるん。まず、ほれがもう疑問なんです。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 人事院がどの企業を抽出するかっていうのは、ちょっといろいろ問題があるかと思えます。抽出する企業によってはかなり差が出てくるって懸念は私も思ってます。それと、給与の調べ方ですけども、今年度の給料を人事院が調べて、来年度を調べても上がる下がるわかりませんので、基本的にことし4月からの給料を人事院は、一番初めに勧告出るのは8月ごろなんですけども、その間の民間の企業の給料を調査してます。そういうことですので、本年度を調査してますので、公務員についても上がる下がるはさかのぼって、ことし4月にさかのぼって調整しなさいよという基本になってます。人事院が調べる給与の対象の期間が今年度でございますので、それを基準にしています。

○10番（川端雅夫君） これ条例的にいうたら附則の1で公布の日からとなっとな

でえな。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 公布の日というのは、この議会で議決いただければ、この案が認められますよって議決された日が公布の日です。中身については先ほど言ったさかのぼってするんですよという内容になってます。

○10番（川端雅夫君） ここのところは私ちょっとほんまわからん。ほれは文句言うんではないんじゃけど、ほれが疑問点なんやな。なぜさかのぼらないかんのかと。議決された翌月か当月から上がるというのが普通は交付と思うんだけど。まあええ。もうええ。

○議長（大西一司君） もうええと思う。

4 番 節 議員。

○4 番（節 公一君） 今回上がることについてどうこうっていうんではないんですが、国のほうはこの前は復興の協力をするために下げるとか、勝浦町の場合はそれにはなかったんですが、また今度は上げとか、何か給与に対する一貫性が全くもって欠けとるといふふうに思うんです。国の都合で、協力したところにはちょっと交付金プラスしますとか、非常に勝手だなと思うんですが、そこらあたり、この前回カットしたところもあるでしょう、国の奨励というか。

○議長（大西一司君） うん、自治体でな。

○4 番（節 公一君） 協力せなんってところもありますわね、勝浦町みたいに。私らはあのときも協力する必要はないわというようなことで、町長は協力しないということで、そのときはほれがよかったなと思うんですが、非常に一貫性がないというか整合性がないみたいに思うんですが、そこらあたりのことっていうんは何か議論されたことがあるんですか。っていうことは、したところと、前回ですよ、国のあれに従って下げたところと下げなかったところ、そういうところはこれ皆一律同じように適用するようになっとんんですか。

○議長（大西一司君） 参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 正確かどうかちゅうのはちょっとはっきり、100%正確なことは言いません。私が承知しておる限り、前回公務員が5%カットしたので、他の市町村もやりなさいよということで、新聞等にも数千円っていうんが掲載されました。ほんで、私が知っておる限りしたとこ、実際にやったとこが2町

村です。半数以上がするという形に……。

○4番（籾 公一君） 県内で。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 県内で。

○4番（籾 公一君） そうやね。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） はい。

この人事院勧告につきましては、政府については民間の給与が公務員と比べて低い、高いあって、今のアベノミクスの関係で上げなさいよと、民間の給料については上げなさいよというふうな方針が出されてます。民間企業については企業に対して給料上げなさいよという勧告されてますけども、今度民間と公務員と比べたら公務員が高いというんが人事院勧告の資料なりデータになってます。

ほんで、今回は経済対策もあって0.27上げますけども、私がさっき言った今度27年度以降の分については2%下がるようになります。今回0.27上げといて、今度27年度から2%下がるような勧告内容になっておりますので、ちょっと矛盾した感じには見えますけども、民間と公務員と比較した場合には、民間が今のところ安いんです。ことに限っては違いますけど、来年以降は高いんで、公務員は下げなさいよというような勧告内容になってます。

○4番（籾 公一君） 勧告したら、安倍政権のときには給料上げないかんというときに下げたでしょう、国家公務員が下がるんじゃないから言うて。国家公務員はこれまでひとつも下げとらんと。地方のほうは、自治体はいわゆる行革でずっと下げてきとって、非常におかしいなというような感じがちょっとすると思うんで、そこらあたりがいろいろ議論のテーブルに乗ったんかどうかなということのをちょっと聞かせて。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 前回国家公務員が下げて、地方も下げましたよということになったのは、今説明しましたのと、東日本大震災の財源にということ、ちょっと経済的な動向とはまた違う意味で、災害復旧の財源に充てるということ、協力してくれという内容で下がったという……。

○4番（籾 公一君） はいはい。以上です。

○議長（大西一司君） ほかにございませんか。

よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（大西一司君） それでは、ないようでございますので、お諮りします。

議案第7号及び議案第8号を第三読会に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大西一司君） ご異議ありませんので、本件は第三読会に付することに決定いたしました。

これより第三読会を開きます。

議案第7号及び議案第8号を一括して討論と採決を行うことにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大西一司君） ご異議ありませんので、一括して討論と採決を行うことに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大西一司君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大西一司君） 賛成者多数と認めます。したがって、議案第7号、平成26年度勝浦町一般会計補正予算（第5号）について及び議案第8号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

以上をもって本会議に付議された案件の審議は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

午前10時49分 散会

以上会議の顛末を記し相違ないことを証するためにここに署名する。

勝浦町議会議長

勝浦町議会議員

勝浦町議会議員